

自分の命は自分で守る!

交通事故にあわないために 「止まる、見る、待つ」

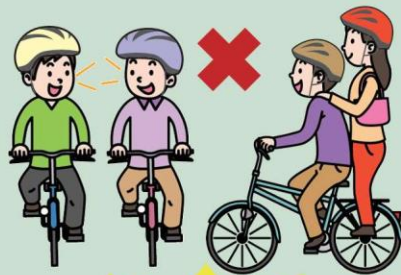
- ①道路や交差点では、一度止まって左右の安全を確認します。
- ②交差点では3歩下がって待ち、青信号でも車が来ないか安全を確かめながら渡ります。
- ③車やバスの前後を通り抜けて、飛び出しません。
- ④道路や歩道では、横に広がって歩いたり、自転車で並走したりしません。
- ⑤車に乗るときは、後部座席でも、必ずシートベルトをします。
- ⑥ながら運転(スマホ、イヤホン、傘等を使用しながらの自転車運転)はしません。

自転車の交通違反

※令和8年4月1日から、16歳以上の自転車運転者の交通違反が交通反則通告制度(青切符制度)の対象となります。



信号無視
指定場所一時不停止
右側通行



並列通行
二人乗り

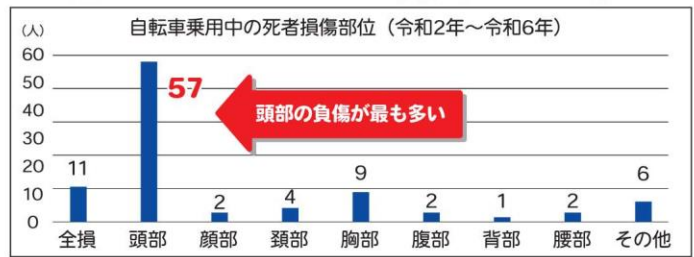


ながら運転
スマートフォン・イヤホン
傘差し等

自転車に乗るときのルール

- ①車道の左側を走ろう。
- ②歩いている人を優先しよう。
- ③ながら運転はやめよう。
- ④交差点では安全確認しよう。
- ⑤夕方からライトをつけよう。

大切な命を守るために必ずヘルメットを着用しよう。



自転車保険に加入しましょう

万が一の加害事故に備え、自転車損害賠償保険等に加入しましょう。(令和4年7月1日より義務化)



自転車などを運転するときは責任が伴います。自分が車両を運転している自覚をもち、横断歩道等では交通ルールを守り、歩行者優先の安全運転をしましょう。